



日本弁理士会 副会長  
長内 行雄

## この10年で変わったこと

今月のことば

*monthly word*

7月1日、弁理士制度110周年の記念式典が皇太子殿下ご臨席のもと開催された。開催会場は100周年と同じ東京国際フォーラムで、また、司会者も同じ松倉悦郎氏（元フジテレビアナウンサー）であり、10年前と変わらないが、弁理士制度の中味はこの10年で大きく変わった。

まず、弁理士の数である。この10年で2倍となり、その前の100年分の増加に相当する大増員が行われた。この増加ぶりについては、110周年記念式典に際し皇太子殿下から寄せられたお言葉にも、「この10年間に弁理士の数も約2倍の8,000人に達し、全国で知的財産の支援活動を通して、産業の発展に寄与されていると伺っています。」と、一言触れられたくらいである。

勿論、この大増員は内閣に設置された知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画に基づく政策的増員であり、それまでの弁理士試験制度によって輩出されたところによる自然的増員ではない。すなわち、若くて有意な人材の参入を促進するという目的のもとに、論文式筆記試験の科目等を大幅に軽減する施策が取られ、これにより、試験合格者が大幅に増えた。

この大幅増員計画により若い方々が多数弁理士となったが、いかんせん、弁理士のコア業務である、特許出願、意匠出願、商標出願の件数が10年前よりも逆に減少しており、これでは、若い方々が特許出願等のコア業務について経験を積もうにも、その機会が十分に得られないという状況になっている。

このような状況を受け、本年度の弁理士会の事業計画は、新人弁理士の実務能力の向上と新人支援体制を強化すべく、新人弁理士の実務研修、例

えば少人数のゼミ形式による実務研修の導入、インターン制度の拡充を計画している。これらの募集案内があったときは、新人弁理士の方には是非とも参加して頂きたい。

次に、10年で変わったものに弁理士業務の拡大がある。新たに加った業務は、著作権や不正競争を含む知的財産権に対する契約・コンサル等業務、輸出入の差止に関する手続代理業務、特定侵害訴訟の代理業務、裁判外紛争解決手続（ADR）の代理業務等である。

現在、これらの拡大業務を弁理士の実務業務として実現すべく、研修所や知財ビジネスアカデミー等で各種セミナーを開催し、多くの方に受講して頂いているが、残念ながら弁理士の実務業務として未だ十分に広がっているとはいえない。

本年度はこの現状を踏まえ、弁理士会の事業計画において、「日本弁理士会ビジネスサポートセンター（仮称）」（またはシンクタンク）を外部機関として創設する可能性を検討することとしている。この外部機関は弁理士が拡大業務を行う際のビジネスサポート機関として、また、弁理士会の外に向かっては拡大業務を受ける受け皿として機能させることを考えている。

最後に、この10年で弁理士の気質も変わった（かもしれない）。最近、「依頼者に満足して頂ける仕事を提供したい」といった言葉をよく耳にするが、以前は、「依頼者が満足してしようと、してしまいと、その仕事の出来栄に自分自身が責任を持てるか、持てないかである」と考える孤高の弁理士が大勢いたように思う。ひょっとしたら、弁理士の職人氣質も多少変わったのかもしれない。